

第205期定時株主総会 インターネット開示事項 (交付書面省略事項)

事業報告

財産及び損益の状況の推移
従業員の状況
主要な借入先
主要な事業内容及び事業所等
会社の株式に関する事項
会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
取締役の職務の執行が法令及び定款に
適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制
会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
計算書類に係る会計監査人の監査報告書
監査役会の監査報告書

東武鉄道 株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求された株主様に対して交付する電子提供措置事項記載書面への記載を省略しております。

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

企業集団の現況に関する事項

財産及び損益の状況の推移

区 分	第202期 (2021年度)	第203期 (2022年度)	第204期 (2023年度)	第205期 (2024年度) (当 期)
営業収益 百万円	506,023	614,751	635,964	631,461
親会社株主に帰属する当期純利益 百万円	13,453	29,179	48,164	51,330
1株当たり当期純利益 円	64.49	140.06	232.99	252.99
総資産 百万円	1,689,855	1,738,195	1,704,063	1,753,200
純資産 百万円	459,219	480,575	541,713	560,753

(注) 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式の総数（自己株式を控除）で除して算出しております。

従業員の状況

事業別名称	従業員数 名
運輸事業	9,009
レジャー事業	3,635
不動産事業	326
流通事業	2,107
その他事業	2,934
一般管理	236
合 計	18,247

(注) 従業員数は就業人員数です。

主要な借入先

借 入 先	借 入 額 百万円
(株)日本政策投資銀行	181,262
(株)みずほ銀行	82,760
三井住友信託銀行(株)	61,992
(株)三菱UFJ銀行	39,925
みずほ信託銀行(株)	26,977

(注) 借入額上位5位の金融機関を記載しておりますが、いずれも複数ある借入先のひとつであり資金調達において代替性が無い程度にまで依存している借入先ではありません。

主要な事業内容及び事業所等

事業内容		主要な会社	主要な事業所及び事業施設等
運輸事業	鉄道業	当社	本社（東京都墨田区） 営業キロ463.3km、旅客駅数205駅、車両数1,788両
		東武ステーションサービス(株)	本社（東京都墨田区） 受託駅数201駅
	バス・タクシー業	東武バスセントラル(株)	本社（東京都足立区） 路線バス営業キロ1,398.4km、車両数430両
		朝日自動車(株)	本社（埼玉県越谷市） 路線バス営業キロ815.6km 車両数 タクシー50両・バス359両
	貨物運送業	東武運輸(株)	本社（埼玉県南埼玉郡宮代町） 倉庫保管面積260,455㎡
レジャー事業	遊園地・観光業	東武レジャー企画(株)	本社（埼玉県南埼玉郡宮代町） 東武動物公園（埼玉県南埼玉郡宮代町）
	スポーツ業	東武興業(株)	本社（東京都墨田区） 東武藤が丘カントリー倶楽部（栃木県栃木市） 宮の森カントリー倶楽部（栃木県下都賀郡壬生町）
	旅行業	東武トップツアーズ(株)	本社（東京都墨田区） 支店等129か所（国内123か所、国外6か所）
	ホテル業	当社	当社本社（東京都墨田区）
		(株)東武ホテルマネジメント	(株)東武ホテルマネジメント本社（東京都墨田区） 東武ホテルレバント東京（東京都墨田区） ザ・リッツ・カールトン日光（栃木県日光市）
	スカイツリー業	東武タワースカイツリー(株)	本社（東京都墨田区） 東京スカイツリー（東京都墨田区）
不動産事業	不動産賃貸業	当社	本社（東京都墨田区） 東武新越谷駅ビル（埼玉県越谷市） 柏駅ビル（千葉県柏市）
	不動産分譲業	当社	本社（東京都墨田区） 埼玉県事務所（埼玉県久喜市）
	スカイツリータウン業	当社	本社（東京都墨田区） 東京ソラマチ（東京都墨田区） 東京スカイツリーイーストタワー（東京都墨田区）
流通事業	百貨店業	(株)東武百貨店	本社（東京都豊島区） 池袋店（東京都豊島区） 船橋店（千葉県船橋市）
		(株)東武宇都宮百貨店	本社（栃木県宇都宮市） 宇都宮店（栃木県宇都宮市） 大田原店（栃木県大田原市）
	ストア業	(株)東武ストア	本社（東京都板橋区） スーパーマーケット61店
	その他業	東武商事(株)	本社（東京都墨田区） コンビニエンスストア等59店
その他事業	建設業	東武建設(株)	本社（栃木県日光市） 東京支店（東京都墨田区）
		東武谷内田建設(株)	本社（東京都墨田区） 東上営業所（埼玉県東松山市）
	その他業	東武ビルマネジメント(株)	本社（東京都墨田区） スカイツリータウン事業所（東京都墨田区）

会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

発行可能株式総数	400,000,000株
発行済株式の総数	201,215,421株 (うち自己株式926,512株)
株 主 数	83,630名 (前期末比19,599名増)
大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,314	15.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	10,009	4.99
富国生命保険相互会社	5,235	2.61
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,829	1.41
GOVERNMENT OF NORWAY	2,731	1.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,515	1.25
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,450	1.22
株式会社みずほ銀行	2,326	1.16
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,182	1.08
株式会社埼玉りそな銀行	2,031	1.01

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 富国生命保険相互会社は、上記のほかに当社の株式1,164千株を退職給付信託として信託設定しており、その議決権行使の指図権は同社が留保しております。

当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役 員 区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	0株	0名

その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び柔軟な資本政策の遂行により株主様への一層の利益還元を図るため、2024年8月28日開催の取締役会決議に基づき、2024年8月29日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により、7,100,000株の自己株式を総額17,622百万円で取得いたしました。なお、取得した全株式に1,500,000株を加えた8,600,000株につきましては、2024年8月28日開催の取締役会決議に基づき、2024年9月5日に消却いたしました。

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

名称

有限責任 あずさ監査法人

報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	144百万円（注1）
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	253百万円

- （注） 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過去の報酬実績、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠が適切であるか等を踏まえ、監査報酬の額について検討したところ、契約金額は妥当であると考えられるため、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、コンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、株主総会に提出いたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当該体制についての取締役会決議の内容

① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役、執行役員及び従業員が法令及び定款等を遵守して意思決定・業務執行を行うため、コンプライアンスに関する行動原則として「東武グループコンプライアンス基本方針」を制定するとともに、行動指針としてのコンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスカードを作成のうえ取締役、執行役員及び従業員に配付し、継続的に教育研修等を実施する。また、コンプライアンスの取り組みを社内横断的に統括する専門部署やコンプライアンスに関する通報・相談窓口の設置のほか、推進状況の監視機関である「コンプライアンス委員会」等の整備により、コンプライアンス経営体制を構築、推進する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行、意思決定に関する書類である取締役会議事録・稟議等の書類を法令及び社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事故、災害等に関する危機管理について、「危機管理規程」等を社内規則で定めるとともに、担当部署でマニュアル等を作成・配付する。また、危機管理を統括する組織として設置した「危機管理委員会」では定期的に会議を開催し、危機に関する情報の共有化を図るほか、万一危機が発生した場合等、必要に応じて臨時に会議を開催し、その対応等を迅速に協議・実施する体制を構築する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行する。また、定期的に取締役会を開催し、「取締役会規則」に基づき経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに各取締役の業務執行状況を監督する。さらに、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、経営会議を定期的に開催し、取締役会から委譲された業務執行について審議するほか、事業運営等に関する重要な情報の共有化を図る。

⑤ 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「職務執行規程」等に基づいた権限と責任のもとに業務を執行し、内部監査部門が各部署に対し監査を行うことで、業務の適正を確保するための体制を構築する。また、子会社等を統括管理する専門部署を設置し、グループ会社管理規程に基づき、子会社等の業務執行について、管理、支援を行い、子会社等における当社への報告体制、危機管理体制、業務執行の効率性を確保する体制を構築するとともに、グループ会社モニタリングに関する規程に基づき、子会社等の監査役と連携し、情報共有・情報蓄積を図りながら、子会社等へのモニタリング及びその結果に対する改善指導を行い、グループガバナンスを一層強化する。そして、定期的に「東武グループコーポレート会議」の開催等により、グループ経営方針の伝達と子会社等の業務執行状況及び経営情報の共有化を図り、子会社等と連携し、グループ全体でのコンプライアンス経営体制を構築する。さらに、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他法令に基づき財務報告に係る業務の適正性を確保するための体制を整備するとともに有効性の評価、不備の改善を行う。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、専任の監査役スタッフを配置し、当社の監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助する。また、当該監査役スタッフの人選・異動については、当社の監査役と協議のうえ行う。

⑦ 当社及び子会社等の取締役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びに当社の監査役へ報告した者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役は、取締役会のほか、重要な業務執行事項に関し審議・報告を行う経営会議等の社内会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行、意思決定に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社の取締役、執行役員又は使用人にその説明を求め、内部監査部門が実施した監査についても報告を受ける。さらに、当社の監査役は、「グループ常勤監査役会」の開催等

により、子会社等における業務執行に関する報告を受けるとともに、子会社等を統括管理する専門部署が子会社等の監査役の職務を補完・強化すべく、子会社等に対して実施したモニタリング及びその結果に対する改善指導の報告を定期的に受ける。また、当社及び子会社等は、内部通報体制を構築し、内部通報者に対する適切な取扱いを定める。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し、監査に要する諸費用について、これを負担する。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、「監査役監査基準」に準拠して策定した監査方針、監査計画により、定期的に監査役会を開催するほか、当社の取締役からの報告事項を定め、経営方針や会社の重要な課題等について、適宜、代表取締役と意見交換を行う。

当該体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

当社及びグループ各社では、引き続き「東武グループコンプライアンス基本方針」を行動原則とし、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の施行に伴う教育をはじめ、各種教育研修等の実施によりコンプライアンスの周知徹底を図りました。また、企業として事業活動において配慮すべき人権侵害リスクの範囲や対象が拡大していることを踏まえ、さらなる人権尊重の取組みを推進するため、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い、「東武グループ人権方針」を制定するとともに、従業員一人ひとりの人権を守り、今後も持続的にサービスの質を向上させていくことを目的として、「東武グループカスタマーハラスメント対応方針」を制定したほか、公益通報者に対する適切な取扱いを定め、グループ全体のコンプライアンス経営体制の整備、拡充につとめました。

さらに、反社会的勢力排除に向け、「東武グループ連絡協議会」を開催し、グループ内において反社会的勢力に対する防備を固め、情報及び対応策等を共有化する体制を継続いたしました。

② 危機管理に関する取組み

危機管理につきましては、定例の「危機管理委員会」及び同委員会への提言・報告機関である「危機管理ワーキング」をそれぞれ2回開催し、危機の予防と意識の高揚を図りました。

また、お客さまに安心して鉄道をご利用いただくために、警察・消防と連携し、車内傷害事件等のテロ等不審者対応訓練を実施したほか、車内防犯カメラの設置を進めております。さらに、従業員の感染予防対策の一環として、「鉄道事業本部 新型インフルエンザ等対応行動計画」に基づいた感染症対策に取り組んでおります。

災害対策につきましては、災害発生時の全従業員等の状況を把握する安否確認システムの訓練を実施するとともに、鉄道事業における災害対策として、防災の日及び防災週間に合わせ対策本部設置訓練を実施したほか、浸水対策として車両避難及び従業員避難訓練、異常時総合訓練等を実施し、各種災害対策訓練に積極的に取り組みました。

③ 安全対策についての取組み

安全管理体制の維持・充実につきましては、毎月開催している「鉄道マネジメント会議」、「鉄道事故防止等安全推進委員会」等で各部の実施結果の確認及び検証を行い、各施策の確実な実施を推進したほか、「現業と本社との意見交換会」や「安全巡回」等により、現業部門と本社部門間での意見交換、実作業及び各種取組みの確認を行いました。また、安全監査を実施し鉄道事業本部各部の安全管理体制の仕組みが適切に運用されていることについて検証・評価・改善を行い、PDCAサイクルの実施状況を確認するとともに、国土交通省による「第9回運輸安全マネジメント評価」の実施に基づき、安全監査部門から経営トップ及び安全統括管理者へのインタビューを行い、安全管理体制の維持・向上に向けた取組みや課題等を確認いたしました。第三者の視点をさらなる安全体制の向上に活かすことを目的として実施する外部有識者との安全推進活動におきましては、「セーフティⅡ」(*)の概念を浸透する取組みを行いました。

さらに、グループ各社の安全管理体制の向上を目的として「第14回東武グループ交通事業者安全推進連絡会」を開催し、各社の安全に関する取組みの報告を行いました。

※セーフティⅡ

普段の仕事が滞りなく行われていることを「うまくいっていること」と認識し、「どのようにすればうまくいくか」を分析して、「うまくいくことが可能な限り多い状態」を目指す、という安全の考え方

④ 業務執行の効率性向上及び業務執行に係る情報の保存・管理に関する取組み

執行役員制度の導入により、代表取締役の指揮監督のもと執行役員が取締役会での決定事項や日常の業務執行を行う体制とし、業務執行と取締役会の監督機能の分離を図るとともに、執行役員の責任と権限を明確化し、機動的な意思決定を行う体制を整備しております。また、当社における取締役会の監督機能を強化し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス（企業統治）を図るため、社外取締役が議長を務めるガバナンス委員会を2回開催いたしました。

取締役会につきましては12回開催し、経営に関する重要な事項について意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況を監督して、その議事内容を議事録に記載し、適切に保存・管理しております。なお、取締役会の議案につきましては、審議に際し十分な検討を行うことができよう、各役員に事前提供を行っております。

また、取締役会の機能を補完し経営効率を向上させるため、経営会議を21回開催し、取締役会から委譲された業務執行について適時・適切に審議いたしました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための取組み

グループ会社につきましては、グループ事業統括部が中心となり、日常的に各社の業務執行の指導、監督を行うとともに各社の経営者を対象とした「東武グループコーポレート会議」を2回開催し、グループ経営方針の徹底を図りました。また、当社及びグループ会社に対するモニタリング機能の強化、充実を図り、グループレベルでの内部統制システムの有効性を一層高めるため、監理部による内部監査に加え、情報セキュリティ等に関する取組み状況について、グループ事業統括部によるグループ会社のモニタリングを実施いたしました。

また、財務報告に係る内部統制につきましては、その整備及び運用状況評価を行い、改善を要する事項について業務プロセスの見直し等を要請し、改善措置の進捗状況や改善結果を確認いたしました。

さらに、東武グループとしてのさらなる内部統制強化を図ることを目的として、グループ各社の取締役及び監査役に就任した者を対象とした新任取締役研修及び新任監査役研修を継続実施するとともに、グループ会社を対象にしたコンプライアンスeラーニング教育を実施し、コンプライアンス意識の啓発を図りました。

⑥ 監査役監査の実効性を確保するための取組み

監査役につきましては、取締役会、経営会議、執行役員会、ガバナンス委員会、経営連絡会、グループ会社決算説明会等の重要な会議に出席するほか重要な決裁書類等を閲覧し、内部統制の状況について監理部及びグループ事業統括部から監査結果の報告が行われたほか、取締役・執行役員・部長から聴取を行う等、情報を収集し、取締役及び執行役員の職務の執行、意思決定を監査いたしました。

また、年度の監査方針、監査計画に基づき、監査役会が6回開催されるとともに、監査役と代表取締役及び会計監査人との意見交換が行われました。さらに、グループ常勤監査役会が4回開催され、グループ会社の監査役からの報告が行われたほか、グループ会社の取締役・使用人等やグループ事業統括部、監理部から、重要事項や監査結果その他の情報について、適宜報告が行われました。あわせて、当社の内部通報について監査役に報告するとともに、グループ会社における内部通報につきましても、当該グループ会社又はグループ事業統括部から適宜監査役へ報告を行う体制が整備されております。

なお、監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助する専任のスタッフ2名を配置し、その活動に要する費用を負担しております。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、「当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに運輸事業や電波塔事業といった社会インフラ事業の公共性、安全性および利用者の利益の確保・向上」（以下「株主共同の利益の確保・向上等」といいます。）に向けた取組みを一層推進してまいります。昨今、わが国の株式市場等においては、買付の対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった事例も散見されております。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、株主共同の利益の確保・向上等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、特定の者の大量買付に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て、株主共同の利益の確保・向上等に対する明白な侵害をもたらすもの、株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、株主共同の利益の確保・向上等に資さない場合も想定されます。

当社では、継続的な株主共同の利益の確保・向上等のためには、経営の根底にある「安全・安心」を提供し続けることや社会インフラ事業を営む者としての公共的使命に関する基本的な考え方を、今後も引き続き維持・推進していくとともに、中長期的な視点に立った経営を推進していくことが、不可欠であると考えます。

このような経営が、当社株式の大量買付を行う者により短期的な利益のみを追求するような経営に変わるようなことがあれば、株主共同の利益の確保・向上等は損なわれることになります。

また、わが国では現在も公開買付制度により濫用的な株式の大量買付行為を規制する一定の対応はなされていますが、現時点においては原則として市場内での買付行為には適用がなく、公開買付制度の適用がある場合でも、公開買付開始前に情報開示や熟慮のための機会を法的に確保することができず、株主様に対する必要かつ十分な情報・時間を提供できないおそれがあると考えられます。また、強圧的買収等の濫用的な買収を必ずしも排除できるものではないと認識しております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、従前、当社株式について大量買付行為が行われる場合の対応方針である「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本対応策」といいます。）を導入しておりました。

現時点においても、株主共同の利益の確保・向上等に対する侵害をもたらすおそれのある大量買付行為が行われるリスクは依然として存在しており、当該リスクに対して十分な備えを行うことは、取締役会としての重大な責務であると認識しております。

かかる状況のなか、当社では、新たな長期経営ビジョンに基づく経営戦略の実現に向けて「東武グループ中期経営計画2024～2027」を策定しており、これを着実に実行することで株主共同の利益の確保・向上等の実現を図る体制が整備されていること、ならびに買収防衛策（買収への対応方針）をめぐる近時の動向および国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話状況等を総合的に勘案し、当社は、具体的な買収者が登場していない段階における一般的な目的での本対応策の継続は行わず、その有効期限である2024年6月開催の第204期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の終結の時をもって本対応策を廃止することといたしました。

当社は、本対応策の廃止後も、株主共同の利益の確保・向上等に向けた取組みを一層推進してまいります。また、株主共同の利益の確保・向上等を損なうおそれのある当社株式の大量買付行為が行われる場合には、大量買付行為を行う者に対し、株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な施策を講じてまいります。

具体的な取組み

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア 当社グループの価値の源泉

当社グループは、お客様の暮らしに密着した事業を通じて沿線地域の発展に貢献する企業グループとして、「運輸」、「レジャー」、「不動産」、「流通」等の事業を多角的、複合的に展開しており、この事業活動の根幹にあるものが「安全・安心」の提供であり、さらに、事業を通じて安定的に利益を創出しながら、環境にも配慮した経営を進め、お客様の生活を担う企業グル

ープとして地域社会とともに持続的に発展することにより、企業の社会的責任を果たすことが重要であると認識しております。すべての事業における信頼の基礎である「安全・安心」を提供し続けるとともに、運輸事業や電波塔事業といった社会インフラ事業を担う者としての公共的使命に関する基本的な考え方を今後も維持し続けることが、当社グループ全体の根幹をなし、お客様や地域社会をはじめとしたステークホルダーとの信頼関係・協力関係の構築につながり、最終的には当社グループと地域社会の持続的な発展に資すると考えております。

イ 当社グループの目指す社会の姿

当社グループは、経営理念として社是「奉仕・進取・和親」を掲げ、創業以来、当社の企業精神として現在に至るまで脈々と受け継いできました。これまで、複々線化事業や、社会の要請に応えた世界一の高さを誇る電波塔を有する東京スカイツリー事業等、運輸事業をはじめとする様々な事業を通じて、社会との信頼関係を築きながら、社会課題の解決と事業の発展の両立を実現し続けてまいりました。その理念は、持続可能な社会を目指す現代において、輝きを増すことはあっても、決して色あせないことは明らかです。

当社グループは、沿線の特長や経営資源を活かしながら、社会課題の解決を図ることを通じて、将来にわたって新たな価値を創造し、家族や地域社会の人々がお互いに助け合う「共助」を基盤とした「人にやさしく 人と地域が共に輝きつづける社会」を実現し、社会に不可欠な企業集団となることを目指してまいります。

ウ 長期経営ビジョン、経営戦略、中期経営計画

今後の事業環境は、インバウンド需要や外出需要等が回復傾向にある一方、働き方の変化や価値観の多様化、デジタル技術の急速な進展等により、変化が不透明かつ速くなることに加え、東京圏においても2030年頃から人口減少を迎えると予測されております。

従って、今後の当社グループにおける中長期的な経営の方向性は、事業環境やニーズの変化を進取する『挑戦』と、グループ内外を問わず関係者との協力や連携により価値を創出する『協創』により、基盤である沿線の持続的な発展によりグループ全体の利益を維持・拡大させるとともに、非鉄道部門における成長事業の拡大により収益力を強化し、グループの成長を実現することです。

ついては、10年後における東武グループの目指す姿の実現に向けて、新たな長期経営ビジョンは『「挑戦」と「協創」で進化させる社会と沿線』とし、当該ビジョンに基づいて事業を推進していくことにより、『東武グループの持続的な成長』と『人にやさしく 人と地域が共に輝きつづける社会』の実現を目指し、社会に不可欠な企業集団として存続してまいります。長期経営ビジョンのもと、経営戦略の方針は、「営業利益段階における非鉄道事業割合の増加」、「観光需要を捉えた収益力の強化」、「持続的な事業運営体制の確立」とし、重点戦略については、成長に資する戦略を主軸とします。

経営戦略の実現に向けて、当社グループでは「東武グループ中期経営計画2024～2027」を策定しております。2030年代に始まる首都圏での人口減少社会を見据え、営業利益段階における非鉄道事業の拡大および割合増加を実現すべく、中長期的な収益・利益拡大に資する事業の育成を推進いたします。また、インバウンド需要の回復を捉えた事業をグループ全体で展開し、収益基盤を確立するとともに、事業領域の拡張を見据えた新規事業の育成を図る期間といたします。

エ 社会インフラである東京スカイツリー

当社の完全子会社が運営する東京スカイツリーは、公益性の高いテレビやラジオの放送事業の電波塔として、生活を支える重要な社会インフラとなっております。

しかしながら、現在、電波塔事業への出資に関する特段の法規制はなく、東京スカイツリーの運営会社を保有する当社の株式について、一方的に大量買付行為が行われ、電波塔事業の公益性や社会的責任を阻害する事態を招いた場合、株主共同の利益の確保・向上等が損なわれるばかりでなく、国益を害する危機ともなりかねません。

当社グループは、このような重要な社会インフラを事業として営む民間事業者として、強い責任感と確固たる信念をもって、継続的、安定的な経営に向けた社会的責務を担っております。

オ コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組み

各ステークホルダーの信頼をいただき、持続的成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、公正かつ透明な経営体制を確立することが重要な課題であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みを継続的に進めております。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2024年5月16日開催の取締役会において、本対応策を継続せず、その有効期間が満了する本総会終結の時をもって本対応策を廃止することを決議しておりますが、株主共同の利益の確保・向上等のため、これを損なうおそれのある当社株式の大量買付行為が行われる場合には、大量買付行為を行う者に対し、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するとともに、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行うほか、独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を講じてまいります。

③ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記①に記載した取組みは、いずれも株主共同の利益の確保・向上等に資する具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、前記②に記載した取組みは、株主共同の利益の確保・向上等を目的として、これを損なうおそれのある当社株式の大量買付行為が行われる場合における、大量買付行為に関する情報提供の要求および関係法令の許容する範囲内における適宜適切な措置の実施等を定めるものであることから、株主共同の利益の確保・向上等に資するものであり、かつ会社役員の地位の維持を目的とするものではありませんので、当該取組みも当社の基本方針に沿うものです。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	102,135	52,214	298,039	△10,545	441,843
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△11,729		△11,729
親会社株主に帰属する 当期純利益			51,330		51,330
自 己 株 式 の 取 得				△17,641	△17,641
自 己 株 式 の 処 分		△0	△0	53	52
自 己 株 式 の 消 却		△223	△22,979	23,203	－
土地再評価差額金の取崩			23		23
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△9			△9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△233	16,643	5,615	22,025
当 期 末 残 高	102,135	51,980	314,683	△4,930	463,868

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	45,372	47,474	180	822	93,850	6,019	541,713
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△11,729
親会社株主に帰属する 当期純利益							51,330
自 己 株 式 の 取 得							△17,641
自 己 株 式 の 処 分							52
自 己 株 式 の 消 却							－
土地再評価差額金の取崩							23
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△871	△1,487	56	△909	△3,211	226	△2,985
当 期 変 動 額 合 計	△871	△1,487	56	△909	△3,211	226	19,039
当 期 末 残 高	44,501	45,986	237	△86	90,639	6,245	560,753

連 結 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

連結子会社の数

67社

主要な連結子会社の名称等

東武トップツアーズ(株)、(株)東武ストア、(株)東武百貨店、東武商事(株)、東武タワースカイツリー(株)、東武運輸(株)、東武建設(株)、東武ビルマネジメント(株)、東武バスセントラル(株)、(株)東武宇都宮百貨店、他57社

当連結会計年度において、奥日光開発(株)は、東武興業(株)との合併に伴い連結の範囲から除外いたしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)東武キャリアサービス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称等

持分法を適用した関連会社の数

3社

会社の名称等

蔵王ロープウェイ(株)、野岩鉄道(株)、(株)日光自然博物館

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

(株)東武キャリアサービス、TN Resorts(同)

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

II. 重要な会計方針に係る事項

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

小売業商品

主として売価還元法による原価法

分譲土地建物

個別法による原価法

貯蔵品

主として移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法及び定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）にもとづく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金及び売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額にもとづき計上しております。

(3) 商品券等回収損失引当金

一定期間経過後に収益に計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績にもとづき損失発生見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規等にもとづく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付規程にもとづく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額にもとづき計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益に関する計上基準

① 運輸事業における運賃収入に係る収益認識

運輸事業における運賃収入に係る収益について、鉄道業及びバス・タクシー業において、定期外運賃は、乗車券の利用日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。定期運賃は、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されるものとして、一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は、乗車券及び定期券の販売から概ね2ヶ月以内に受領しております。

② 流通事業における商品の販売に係る収益認識

流通事業における商品の販売に係る収益について、百貨店業及びストア業において、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。なお、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

取引の対価は、商品の引渡しから概ね1ヶ月以内に受領しております。

③ レジャー事業における企画旅行商品等に係る収益認識

レジャー事業における企画旅行商品等に係る収益について、旅行業において、自社が主催する企画旅行商品等については、旅行期間にわたり収益を認識しております。なお、顧客への旅行商品等の提供における当社グループの役割が本人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しております。

他社が主催する企画旅行及び旅行関連商品等については、発券もしくは手配完了時点で履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。なお、顧客への旅行商品等の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領及び履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。

④ 不動産事業における商品の販売に係る収益認識

不動産事業における商品の販売に係る収益について、不動産分譲業において、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領及び履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。

⑤ その他事業における工事契約に係る収益認識

その他事業における工事契約に係る収益について、建設業では、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして、履行義務の充足に係る進捗度にもとづき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合にもとづいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務の充足とは別に、契約期間中に段階的に受領し、残額については履行義務の充足時点から概ね6ヶ月以内に受領しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5 その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、11社を除き、決算日は3月末日であります。

上記11社の決算日は主に2月末日であり、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法によって償却しております。

なお、金額が僅少なものについては支出時の費用として処理しております。

(3) 工事負担金等の圧縮記帳処理の方法

当社は鉄道業における連続立体交差等の高架化工事や踏切道路拡幅工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

これらの工事負担金等のうち、対象工事の完成により増収が見込まれないもので、1億円以上のものについては、工事完成時に、工事負担金相当額を取得価額から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額にもとづき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。また、2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

6 追加情報

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2023年12月に、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社及び当社の連結子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程にもとづき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末2,162百万円、582千株であります。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首における純資産額への影響はありません。

(当社におけるTOBU POINTを含むグループ事業関連費用の会計処理の変更)

当社は、当連結会計年度より、「東武グループ中期経営計画2024～2027」にもとづきTOBU POINTの更なる拡充等を図ることから、従来主に不動産事業の販売費及び一般管理費として計上していたTOBU POINT及び当社グループ事業を統括するグループ事業統括部に係る費用について、他の本社部門と同様に当社の各事業部門へ配賦計上することが経営環境を適切に反映していると判断したため、会計処理の方法を変更いたしました。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首における純資産額への影響はありません。

IV. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却益」は572百万円であります。

V. 会計上の見積りに関する注記

退職給付債務の算定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る資産	9,188百万円
退職給付に係る負債	40,345百万円
退職給付に係る調整累計額	△86百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループの退職給付費用、退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付に係る調整累計額は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率にもとづいて算出されております。

② 主要な仮定

主要な仮定である割引率については、主に高格付けの社債利回りにもとづくデュレーションアプローチにより算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

前提条件と実際の結果が異なる場合、または前提条件や制度に変更がある場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付に係る調整累計額の金額に影響を与える可能性があります。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	305,599百万円
機械装置及び運搬具	63,918百万円
土地	386,805百万円
その他の有形固定資産	3,929百万円
その他の投資	513百万円
計	760,766百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	20百万円
契約負債	11,882百万円
長期借入金	157,148百万円
(内 1 年 内 返 済 額)	(13,595百万円)
鉄道・運輸機構長期未払金	1,198百万円
(内 1 年 内 返 済 額)	(369百万円)
その他(流動負債)	8,271百万円
計	178,521百万円

3 有形固定資産の減価償却累計額 1,336,231百万円

4 保証債務

他の会社等の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

埼玉県住宅供給公社	95百万円
(一財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団	788百万円
計	883百万円

5 投資有価証券のうち、13,459百万円については有価証券消費貸借契約により貸付を行っております。

6 事業用固定資産の取得価額から控除した工事負担金等の金額は、318,451百万円であります。

7 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)にもとづき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

(1) 東武鉄道(株)

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)にもとづき、鉄道事業用土地については同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により、その他事業用土地については同条第1号に定める公示価格及び第2号に定める基準地価格により算定

・再評価を行った日 2002年3月31日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,951百万円

なお、2002年2月1日に東武鉄道(株)と合併により消滅した東武アネックス(株)・東武プロパティーズ(株)・東武エステート(株)並びに2002年3月1日に東武鉄道(株)と合併により消滅した銀座エフツー(株)については、上記東武鉄道(株)に含めて記載しております。また、合併により消滅した会社の再評価の方法並びに再評価を行った日は以下のとおりであります。

(i) 東武アネックス(株)・東武プロパティーズ(株)・東武エステート(株)

・再評価の方法

同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算定

・再評価を行った日 2002年1月31日

(ii) 銀座エフツー(株)

・再評価の方法

同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算定

・再評価を行った日 2001年12月31日

- (2) ㈱東武百貨店
- ・再評価の方法
同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算定
 - ・再評価を行った日 2002年2月28日
 - ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △0百万円
- (3) ㈱東武宇都宮百貨店
- ・再評価の方法
同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算定
 - ・再評価を行った日 2002年2月28日
 - ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △62百万円
- (4) 東武運輸㈱
- ・再評価の方法
同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算定
 - ・再評価を行った日 2002年2月28日
 - ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △2,096百万円
- (5) 東武建設㈱
- ・再評価の方法
同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算定
 - ・再評価を行った日 2002年3月31日
 - ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △675百万円
- (6) 東武栃木生コン㈱
- 2016年4月1日に東武建設㈱より新設分割に伴い、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地を承継しております。
- ・再評価の方法
同施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額により算定
 - ・再評価を行った日 2002年3月31日
 - ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △878百万円

Ⅶ. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
上記以外に、該当事項はございません。

Ⅷ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）	209,815,421	－	8,600,000	201,215,421
自己株式				
普通株式（株）	3,101,161	7,107,539	8,615,488	1,593,212

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、役員報酬信託口及び株式給付信託口(J-ESOP)が保有する当社株式666,700株が含まれております。

2. 発行済株式の株式数の減少の内訳は、以下のとおりであります。

①取締役会決議にもとづく自己株式の消却による減少 8,600,000株

3. 自己株式の株式数の増加の内訳は、以下のとおりであります。

①取締役会決議にもとづく自己株式の市場買付による増加 7,100,000株

②単元未満株式の買取による増加 7,539株

4. 自己株式の株式数の減少の内訳は、以下のとおりであります。

①取締役会決議にもとづく自己株式の消却による減少 8,600,000株

②役員報酬信託口及び株式給付信託口(J-ESOP)における株式の交付・売却による減少 14,900株

③単元未満株式の買増請求による減少 588株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月21日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	6,221	30.0	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月6日 取 締 役 会	普 通 株 式	5,508	27.5	2024年9月30日	2024年12月3日

(注) 1. 2024年6月21日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬信託口及び株式給付信託口(J-ESOP)に対する配当金20百万円を含めております。

2. 2024年11月6日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬信託口及び株式給付信託口(J-ESOP)に対する配当金18百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月24日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	利益剰余金	6,509	32.5	2025年3月31日	2025年6月25日

(注) 配当金の総額には、役員報酬信託口及び株式給付信託口(J-ESOP)に対する配当金21百万円を含めております。

IX. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入又は社債の発行によっております。また、連結子会社であります東武シェアードサービス㈱において、当社グループ全体の資金を包括して管理するキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、グループ各社の資金需要に応じた資金供給を行うことで効率的な資金の運用をはかっております。デリバティブは、借入金の金利変動及び為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関してはグループ各社の与信管理手続きに従い、顧客・取引先ごとの信用調査を行い、期日管理及び残高管理を定期的に行う体制としております。

投資有価証券のうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主にグループ各社の業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債のうち短期のものについては、主に営業取引に係る資金調達であり、長期のものについては主に設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格にもとづく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	97,562	97,562	—
資産計	97,562	97,562	—
(2) 短期借入金	73,322	73,322	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	66,162	66,190	28
(4) 1年内償還予定の社債	38,300	38,323	23
(5) 社債	119,800	104,687	△15,112
(6) 長期借入金	481,470	475,530	△5,940
負債計	779,054	758,054	△21,000

※「現金及び預金」については、現金であること及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式等	1,304
非連結子会社及び関連会社株式	386

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	97,562	—	—	97,562
合計	97,562	—	—	97,562

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	73,322	—	73,322
1年内返済予定の長期借入金	—	66,190	—	66,190
1年内償還予定の社債	—	38,323	—	38,323
社債	—	104,687	—	104,687
長期借入金	—	475,530	—	475,530
負債計	—	758,054	—	758,054

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

- ・投資有価証券
上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。
- ・短期借入金
短期借入金は、市場金利を反映した時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。
- ・1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金
1年内返済予定を含む長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後も大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
- ・1年内償還予定の社債及び社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格にもとづき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

X. 賃貸等不動産に関する注記

1 当社は、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的としてオフィスビル（土地を含む）や商業施設（土地を含む）を所有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
160,404	257,055

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」にもとづく鑑定評価額もしくは指標等を用いて合理的な調整を行って算出した金額であります。

XI. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 2,777円78銭

1 株当たり当期純利益 252円99銭

(注) 役員報酬信託口及び株式給付信託口(J-ESOP)が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

XII. 収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント					
	運輸事業	レジャー事業	不動産事業	流通事業	その他事業	合計
鉄道業	153,484	—	—	—	—	153,484
バス・タクシー業	31,389	—	—	—	—	31,389
旅行業	—	112,352	—	—	—	112,352
ホテル業	—	34,774	—	—	—	34,774
スカイツリー業	—	13,844	—	—	—	13,844
不動産分譲業	—	—	10,286	—	—	10,286
百貨店業	—	—	—	54,088	—	54,088
ストア業	—	—	—	73,427	—	73,427
建設業	—	—	—	—	22,650	22,650
その他	21,746	11,148	5,841	27,562	12,874	79,173
顧客との契約から生じる収益	206,620	172,121	16,127	155,078	35,524	585,472
その他の収益	5,693	2,713	30,681	6,738	162	45,989
外部顧客への営業収益	212,313	174,834	46,809	161,816	35,686	631,461

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項 4 収益及び費用の計上基準 (1) 顧客との契約から生じる収益に関する計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	69,102	68,588
契約資産	5,343	5,558
契約負債	40,733	42,617

契約資産は、主として、その他事業における工事契約に係る収益について、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、進捗度にもとづき収益を認識したが未請求の建設工事に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は支払いに対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、工事契約に従い、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領しております。

契約負債は、主として、流通事業における商品券等の前受代金及び運輸事業における前受定期運賃に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、34,949百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、その他事業における進捗度にもとづく履行義務の充足に係る収益認識に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	13,569
1年超	3,611
合計	17,180

XIII. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定にもとづき、以下のとおり自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上により株主への一層の利益還元を図るため、自己株式の取得をするものであります。

2 取得に関する事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 500万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.50%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2025年5月1日から2025年8月31日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	71,228	流動負債	507,168
現金及び預金	6,314	短期借入金	249,022
未収運賃	10,554	1年内返済予定の長期借入金	64,500
未収金	13,969	1年内償還予定の社債	38,500
分譲土地建物	26,951	未払金	48,490
貯蔵品	4,900	未払費用	3,684
前払費用	952	未払消費税等	2,302
その他	7,643	未払法人税等	7,754
貸倒引当金	△59	預り連絡運賃	2,274
固定資産	1,569,541	預り金	10,002
鉄道事業固定資産	756,763	前受運賃	8,754
開発事業固定資産	408,951	前受金	69,735
各事業関連固定資産	14,087	前受収益	1,974
建設仮勘定	113,964	資産除去債務	141
投資その他の資産	275,773	その他	30
投資有価証券	81,983	固定負債	711,767
関係会社株式	177,789	社債	120,000
前払年金費用	6,317	長期借入金	470,498
その他	9,696	長期未払金	871
貸倒引当金	△13	繰延税金負債	13,616
資産合計	1,640,769	再評価に係る繰延税金負債	49,976
		退職給付引当金	21,403
		関係会社事業損失引当金	7,366
		株式給付引当金	1,719
		受入保証金	23,171
		資産除去債務	2,744
		その他	399
		負債合計	1,218,935
		(純 資 産 の 部)	
		株主資本	339,005
		資本金	102,135
		資本剰余金	52,511
		資本準備金	52,511
		利益剰余金	189,289
		その他利益剰余金	189,289
		繰越利益剰余金	189,289
		自己株式	△4,930
		評価・換算差額等	82,828
		その他有価証券評価差額金	36,779
		土地再評価差額金	46,048
		純 資 産 合 計	421,833
		負債純資産合計	1,640,769

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
鉄道事業		
営業収益	160,143	
営業費	133,058	
営業利益		27,085
開発事業		
営業収益	75,416	
営業費	58,532	
営業利益		16,884
全事業営業利益		43,970
営業外収益		
受取配当金	2,294	
保険配当金	412	
その他	1,104	3,812
営業外費用		
支払利息	5,851	
社債利息	1,262	
その他	958	8,073
経常利益		39,708
特別利益		
投資有価証券売却益	8,188	
工事負担金等受入額	3,903	
関係会社事業損失引当金戻入額	2,367	
その他	84	14,543
特別損失		
固定資産圧縮損	3,903	
関係会社株式評価損	2,297	
減損損失	1,829	
固定資産除却損	1,016	
その他	194	9,240
税引前当期純利益		45,011
法人税、住民税及び事業税	12,429	
法人税等調整額	798	13,228
当期純利益		31,783

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	102,135	52,511	224	52,735	192,191	△10,545	336,517
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△11,729		△11,729
当 期 純 利 益					31,783		31,783
自 己 株 式 の 取 得						△17,641	△17,641
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0	△0	53	52
自 己 株 式 の 消 却			△223	△223	△22,979	23,203	－
土地再評価差額金の取崩					23		23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△224	△224	△2,902	5,615	2,487
当 期 末 残 高	102,135	52,511	－	52,511	189,289	△4,930	339,005

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土地再評価差 額 金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	38,538	47,509	86,048	422,565
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△11,729
当 期 純 利 益				31,783
自 己 株 式 の 取 得				△17,641
自 己 株 式 の 処 分				52
自 己 株 式 の 消 却				－
土地再評価差額金の取崩				23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,759	△1,460	△3,219	△3,219
当 期 変 動 額 合 計	△1,759	△1,460	△3,219	△731
当 期 末 残 高	36,779	46,048	82,828	421,833

個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I. 重要な会計方針に係る事項

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有 価 証 券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚 卸 資 産

分譲土地建物

個別法による原価法

貯 蔵 品

移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産（リース資産を除く）

鉄道事業の有形固定資産

定率法

鉄道事業の取替資産

取替法（定率法）

その他の有形固定資産

定額法

ただし、鉄道事業の有形固定資産のうち1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無 形 固 定 資 産（リース資産を除く） 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

貸付金及び売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案して、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規程にもとづく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額にもとづき計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益に関する計上基準

① 鉄道事業における運賃収入に係る収益認識

鉄道事業における運賃収入に係る収益について、定期外運賃は、乗車券の利用日に履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。定期運賃は、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されるものとして、一定の期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は、乗車券及び定期券の販売から概ね2ヶ月以内に受領しております。

② 開発事業における商品の販売に係る収益認識

開発事業における不動産販売に係る収益について、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されるものとして、一時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領及び履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法によって償却しております。

なお、金額が僅少なものについては支出時の費用として処理しております。

(2) 工事負担金等の圧縮記帳処理の方法

鉄道事業における連続立体交差等の高架化工事や踏切道路拡幅工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。

これらの工事負担金等のうち、対象工事の完成により増収が見込まれないもので、1億円以上のものについては、工事完成時に、工事負担金相当額を取得価額から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6 追加情報

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結計算書類の「連結注記表 II. 重要な会計方針に係る事項 6 追加情報」に記載のとおりであります。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(TOBU POINTを含むグループ事業関連費用の会計処理の変更)

当事業年度より、「東武グループ中期経営計画2024～2027」にもとづきTOBU POINTの更なる拡充等を図ることから、従来開発事業の販売費及び一般管理費として計上していたTOBU POINT及び当社グループ事業を統括するグループ事業統括部に係る費用について、他の本社部門と同様に当社の各事業部門へ配賦計上することが経営環境を適切に反映していると判断したため、会計処理の方法を変更いたしました。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当事業年度の期首における純資産額への影響はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「関係会社株式評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

退職給付債務の算定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

前 払 年 金 費 用	6,317百万円
退 職 給 付 引 当 金	21,403百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の「連結注記表 V. 会計上の見積りに関する注記 (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

V. 貸借対照表に関する注記

1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産	748,616百万円
その他の投資	274百万円
計	748,890百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	150,466百万円
(内 1 年 内 返 済 額)	(12,651百万円)
鉄道・運輸機構長期未払金	1,198百万円
(内 1 年 内 返 済 額)	(369百万円)
計	151,665百万円

3 有形固定資産の減価償却累計額 1,132,267百万円

4 事業用固定資産

有形固定資産	1,165,429百万円
土地	618,319百万円
建物	234,678百万円
構築物	241,826百万円
車両	45,690百万円
その他	24,914百万円
無形固定資産	14,373百万円

5 保証債務

他の会社等の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

埼玉県住宅供給公社	95百万円
(一財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団	788百万円
計	883百万円

6 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5,718百万円
長期金銭債権	631百万円
短期金銭債務	205,414百万円
長期金銭債務	6,106百万円

7 事業用固定資産の取得価額から控除した工事負担金等の金額は、303,931百万円であります。

8 投資有価証券のうち、13,459百万円については有価証券消費貸借契約により貸付を行っております。

Ⅵ. 損益計算書に関する注記

1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 営業収益及び営業費合計額と内訳

営 業 収 益	235,560百万円
営 業 費	191,590百万円
運送営業費及び売上原価	115,163百万円
販売費及び一般管理費	22,267百万円
諸 税	12,532百万円
減 価 償 却 費	41,626百万円

3 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営 業 収 益	15,859百万円
営 業 費	58,643百万円
営業取引以外の取引による取引高	22,293百万円

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	1,593,212株
---------	------------

(注) 自己株式に含めている役員報酬信託口及び株式給付信託口（J-ESOP）が保有する当社株式数は、666,700株であります。

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	
退 職 給 付 引 当 金	4,722百万円
減 損 損 失	5,662百万円
関係会社事業損失引当金	2,305百万円
借 地 権 の 除 却	2,707百万円
吸収分割による引継土地	2,469百万円
有 価 証 券 評 価 損	2,047百万円
減損により取崩した再評価差額	1,233百万円
資 産 除 去 債 務	844百万円
分譲土地建物評価損	856百万円
未 払 事 業 税	511百万円
貸 倒 引 当 金	22百万円
そ の 他	974百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計	24,356百万円
評 価 性 引 当 額	△16,467百万円
繰延税金負債との相殺額	△7,889百万円
繰 延 税 金 資 産 合 計	—百万円
繰 延 税 金 負 債	
その他有価証券評価差額	△16,735百万円
吸収分割による引継土地	△4,637百万円
資 産 除 去 債 務	△132百万円
繰 延 税 金 負 債 小 計	△21,505百万円
繰延税金資産との相殺額	7,889百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△13,616百万円
繰 延 税 金 負 債 の 純 額	△13,616百万円

IX. ファイナンス・リース取引（貸主側）

1 リース投資資産の内訳

(1) 流動資産

リース料債権部分	376百万円
受取利息相当額	△211百万円
リース投資資産	165百万円

(2) 投資その他の資産

リース料債権部分	5,030百万円
見積残存価額部分	890百万円
受取利息相当額	△2,789百万円
リース投資資産	3,132百万円

2 リース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額

(1) 流動資産

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	376	—	—	—	—	—

(2) 投資その他の資産

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	—	376	376	306	239	3,731

X. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東武シェアードサービス(株)	所有 直接 100%	資金貸借取引 役員の兼任	資金の借入	123,500	短期借入金	188,000
				利息の支払(注)	1,160	未払費用	659

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 東武シェアードサービス(株)に対する利息の支払いについては、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

XI. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 2,113円16銭

1 株当たり当期純利益 156円65銭

(注) 役員報酬信託口及び株式給付信託口（J-ESOP）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

XII. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項 4 収益及び費用の計上基準 (1)顧客との契約から生じる収益に関する計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

XIII. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

2025年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定にもとづき、以下のとおり自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上により株主への一層の利益還元を図るため、自己株式の取得をするものであります。

2 取得に関する事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 500万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.50%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2025年5月1日から2025年8月31日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

東武鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 秀樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河野 祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞國 真輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東武鉄道株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東武鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

東武鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 秀樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河野 祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞國 真輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東武鉄道株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第205期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第205期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - イ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ウ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - エ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- エ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2025年5月15日

東武鉄道株式会社 監査役会

常勤監査役	杉 山 知 也	㊟
常勤監査役	吉 田 辰 雄	㊟
社外監査役	茂 木 友三郎	㊟
社外監査役	福 田 修 二	㊟
社外監査役	林 信 秀	㊟